

### 基本方針 3

基本方針 3 グループを代表いたしまして、基本方針 3 の評価結果の概要と感想などについて発表いたします。

基本施策 3 1 「危機管理体制の構築」についてです。

この数年、異常気象による災害の発生が増加傾向にあり、雨が降ると、道路が冠水するなどの被害が報告されています。

栃木市は、この 10 年の間に 2 度も大きな災害に見舞われているため、災害に強いまちづくりに向け、各種事業が着実に進められています。今後、その結果が表れることを期待しております。

防災・危機管理の強化については、成果指標である自主防災組織の組織数が、残念ながら目標まで届きませんでした。

その原因としては、各自治会によって自主防災組織の認識に大きな差が生じていることが考えられます。東日本大震災後、地域の助け合いが重要であることを思い知らされたはずですが、しきりに「絆」などという言葉がもてはやされていました。

今は、どうでしょうか。

そのようなことを踏まえていただき、出前講座など啓発活動を今まで以上に積極的に行っていただき、自主防災組織の必要性を理解してもらうことで、目標達成に近づけるものと考えております。

消防・救急体制の充実に关しましては、コロナ禍において各種講座等が実施できなかった時期から、参加人数を限定して開催するなど、少しずつ事業再開が進み、成果指標も達成されました。

消防訓練や講習会など、市民自らが災害に備える意識の啓発や、事前の備えは必要であることから、開催についての周知は市広報誌だけではなく、市内企業への呼びかけを行うなど、参加者を募ることも検討していただきたいと思えます。

また、消防団の人材確保は、どこの地域でも課題となっていると聞きます。地元のお祭りなどで、消防団による活動紹介をすることや団員とのふれあいから、将来の人材確保につながるのではないかと考えます。今後も、そのような活動を継続されることを望みます。

平成 27 年度 東北関東豪雨災害や令和元年度 東日本台風による災害を受けたことにより、基本施策 31「危機管理体制の構築」の成果指標である「防災・危機管理への市民満足度」は目標値の 70%に対し 38.2%という結果になってしまいました。

この災害によって、市民の生命・財産を脅かしたことは決して忘れてはならないことです。

これらを受け、雨水・浸水対策事業や田んぼダム事業が着実に実施され、浸水被害の軽減が図られることにより、災害に強いまちとなることに期待しています。

次に、基本方針 3 2「安全安心な暮らしの確保」についてです。成果指標の「年間交通事故件数」は目標を達成しております。横断歩道で歩行者を優先する一時停止の取組みが少しずつ浸透してきており、事故が未然に防げているのではないかと考えます。

「年間犯罪件数」は令和 2 年度まで目標を達成しておりましたが、令和 3 年、4 年と未達成となってしまいました。

近年、性犯罪、特殊詐欺や窃盗など全国的に被害にあわれていることを報道によって耳にします。本市は性犯罪はないようですが、特殊詐欺の被害が多いそうです。警察や関係団体の啓発活動だけではなく、近隣の人々の声かけなどを行うよう様々な媒体を使い呼びかけを行うなど、注意喚起が必要だと思えます。

防犯・交通安全対策としては、危険箇所や事故発生の高い場所をピックアップし、防犯灯及び防犯カメラの設置を急ぐ必要があると思えます。防犯カメラは死角になっているところにも設置したらよいのではないのでしょうか。引き続き取り組んでいただきたいと思います。

市民相談や消費者生活相談においては、毎年新たな消費者トラブルが発生しています。トラブルに対する相談窓口が設置されていることを、もっと周知するべきではないのでしょうか。また、どのような相談があったのか周知することで、防犯に対する普及啓発になると考えます。

そして、成人年齢が18歳に引き下げとなったことから、小中学生を対象に啓発講座を実施するなど、小さいころからの意識醸成に取り組んで欲しいと思えます。

これらの取組みによって、市民の不安が解消され、安心した生活が送れることを望みます。

以上で基本方針3の作業グループの報告を終わります。